

# 学校法人 高田学苑 評議員 名簿

(令和5年4月1日現在)

No.	氏名	寄附行為 選任条項 (第18条第1項)	No.	氏名	寄附行為 選任条項 (第18条第1項)
1	増田 修一	第1号 宗務総長	12	小柴 弥生	第4号 功労者
2	梅林 久高	第2号 学苑長	13	松田 英明	第5号 卒業者
3	清水谷 正尊	第2号 高田短期大学長	14	倉田 栄治	第5号 卒業者
4	鷲尾 尚史	第2号 高田高等学校長及び高田中学校長	15	伊藤 博康	第5号 卒業者
5	福西 朋子	第3号 法人職員	16	稲田 直子	第5号 卒業者
6	野呂 健一	第3号 法人職員	17	弓削 弘嗣	第6号 本山総務
7	高梨 正	第3号 法人職員	18	永井 玲子	第7号 学識経験者
8	眞岡 康光	第3号 法人職員	19	志田 行弘	第7号 学識経験者
9	井村 正勝	第4号 功労者	20	雲井 敬	第7号 学識経験者
10	岩崎 克彦	第4号 功労者	21	浜田 吉司	第7号 学識経験者
11	千草 篤麿	第4号 功労者	22	山田 瞳	第7号 学識経験者

【 寄附行為 第18条第1項 】

評議員会は、次の各号に掲げる21名以上25名以内の評議員をもって組織する。

第1号 宗務総長

第2号 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長 4名

第3号 この法人の職員のうちから選任される者 3名又は4名

第4号 この法人に対し功労のある者のうちから選任される者 4名又は5名

第5号 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任される者 4名又は5名

第6号 真宗高田派本山総務 1名

第7号 この法人に関係ある学識経験者のうちから選任される者 4名又は5名

【 寄附行為 第18条第2項 】

前項第1号から第3号まで及び第6号に規定する評議員は、それぞれの食又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

【 寄附行為 第18条第3項 】

第1項第2号に兼務する者がある場合は、兼務した数を同条第1項の評議員の定数より減ずる者とする。